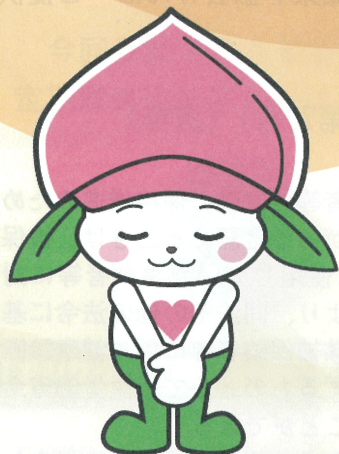


協会けんぽ福島支部にご加入の事業主さまへ

健診受診ありがとうございました。 続いて定期健康診断結果データの ご提供をお願いします。



福島労働局労働基準部健康安全課長
福島県保健福祉部健康づくり推進課長
全国健康保険協会福島支部長

日頃より、協会けんぽの保健事業にご理解とご協力をいただき誠に感謝申し上げます。
さて、協会けんぽでは生活習慣病予防健診や特定保健指導、未治療者への受診勧奨等
を通じ、職場や地域における健康維持・増進事業を行っており、福島労働局や福島県
のご協力のもと保健事業を推進しています。

この保健事業を行ううえで、協会けんぽ加入者の健診結果データが必要不可欠となる
ため、福島労働局及び福島県、協会けんぽの三者連名により、このたび受診された、労
働安全衛生法に基づく定期健康診断結果データの提供をお願いするものです。

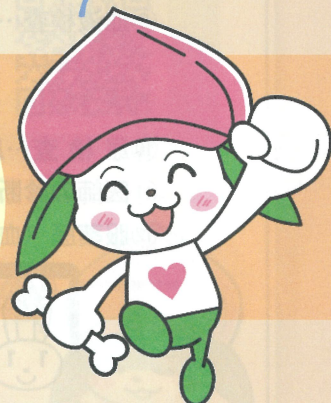
★健康診断結果データ提供のメリット

健康事業所宣言を
されている事業所は
必須だよ！

提供いただいた
健診結果により
無料で
特定保健指導
(健康サポート)が
受けられます！

福島支部の
健康保険料率引下げに
繋がる可能性が
上がります！
(インセンティブ制度)

マイナポータルで
健診の結果が
確認できるよう
なります！
(過去5年まで)



●定期健康診断結果データの提供ってなに？

協会けんぽは「健康保険法」「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、加入者に健診や保健指導などの健康サポートをおこなっています。他にも、事業所の加入者の健康度等をまとめた「事業所カルテ」を作成し、事業所へお配りしています。

この保健事業を行ううえで、加入者の健康診断結果データの確認が必要不可欠であるため、事業主が実施する定期健康診断の結果データの提供をお願いしています。

また、「健康保険法」の第150条により、事業主は定期健康診断の結果を協会けんぽへご提供いただく義務が定められています。

法律に
基づいて
います！



健康保険法（大正11年法律第70号）（抜粋）

第150条（保健事業及び福祉事業）

- 2 保険者は、前項の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって必要があると認めるときは、被保険者等を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するよう求めることができる。
- 3 前項の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

●データ提供の対象者と健診結果項目は？

提供対象者：協会けんぽの加入者

※協会けんぽの「生活習慣病予防健診」受診者は協会けんぽでデータを保有しているため対象から除きます

◆提供が必要な健診結果項目（緑色の項目は40歳未満は任意）

- ①健康保険の記号・番号、②氏名（カナ）、③生年月日、④性別、⑤健診機関名、⑥健診受診日
- ⑦身体計測…身長、体重、BMI、腹囲
- ⑧血圧測定…収縮期（最高）血圧、拡張期（最低）血圧
- ⑨血液検査…血中脂質（空腹時中性脂肪または随時中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロールまたはnon-HDLコレステロール）、肝機能（AST、ALT、 γ -GT）
空腹時血糖またはヘモグロビンA1c、もしくは食後3.5時間以上の随時血糖
- ⑩尿検査…尿糖、尿蛋白
- ⑪医師の診断等…医師の判定、健診を実施した医師名、メタボリックシンドローム判定
- ⑫服薬歴（血圧、血糖、脂質）、⑬既往歴、⑭喫煙歴、⑮自覚症状、⑯他覚症状



健康診断結果データを登録することで
マイナポータルから確認できるようになります！



受診している健康診断の種類や健診機関により提供方法が異なりますので、ご確認ください。



データ提供の方法は？

協会けんぽの「生活習慣病予防健診」を受診している方は、手続き不要です。「生活習慣病予防健診」以外を受診した方がいる場合、以下をご確認ください。



今回受診された健診機関を含め、同封の「提供依頼書」裏面記載の健診機関で定期健康診断等を受診していますか。



「提供依頼書」を提出

「提供依頼書」をご記入のうえ、ご提出ください。
受診した健診機関から結果データが協会けんぽに提供されます。



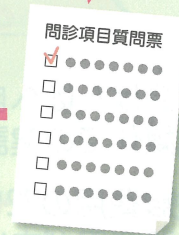
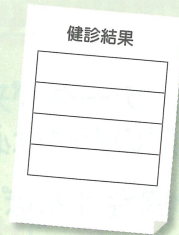
※「提供依頼書」をご提出の場合でも、記載されている健診機関以外の受診者分はこちらの方法でご提供ください。



健診結果 + 「問診項目質問票」を提出

40歳以上の加入者の健診結果の写しと「問診項目質問票」を併せてご提出ください。

※40歳未満加入者の健診結果の提供は任意となります。



40歳以上の方は必須です

※問診項目質問票はこちら



40歳未満の方は「問診項目質問票」の提出は不要です。健診結果の写しのみご提供ください。

- ご提供いただいた健診結果や質問票に漏れや不備があるとデータ登録ができません。
- 健診結果裏面に医師名や診断内容の記載がある場合、両面のコピーをお願いします。
- 協会けんぽ加入前や脱退後の受診は提供対象外となります。
- ※4月1日に健康保険加入、3月30日に雇入れ時健診受診の場合など



困ったときのQ&A



Q1. 以前「健診結果の提供に関する同意書」を提出しているが、あらためて同封の「提供依頼書」の提出が必要なの？

- A. 以前の「健診結果の提供に関する同意書」は提供対象が40歳から74歳の被保険者でした。新しい様式の「提供依頼書」により、受診した健診機関より加入者全員分の提供が可能になるため、あらためてご提出をお願いいたします。

※以前に「提供依頼書」の様式でご提出いただいております、受診している健診機関に変更がない場合は、再提出は不要です。なお、以前ご提出の内容が不明な場合、重複でご提出いただいても問題ありません。

Q2. 個人情報を提供していいの？

- A. 健康保険法により、事業主さまが健診結果を保険者へ提供することが義務付けられており問題はございません。また、法律に義務付けがある場合、健診を受けた方（従業員さま）の同意も必要ありません。（個人情報の保護に関する法律第27条）

生活習慣病予防健診をご検討ください！

	定期健康診断	生活習慣病予防健診 一般健診(35歳以上)の場合
労働安全衛生法上の 定期健診項目	○	○
大腸がん検診	×	○
胃がん検診	×	○
自己負担額	7,000円～ ※健診機関により異なります。	5,500円

メリット1

協会けんぽへ自動でデータが来るので紙媒体での健診結果の提供は必要なし！

メリット2

健診費用の72%を協会けんぽが補助をするから、健診費用が安い！

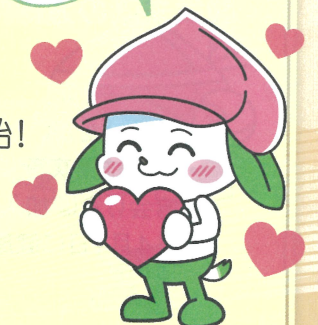
メリット3

40歳から5歳刻みでより詳しい検査を含む節目健診が受診できる！

令和8年度から**人間ドック健診への補助(最高25,000円)**も開始！ぜひご利用ください。

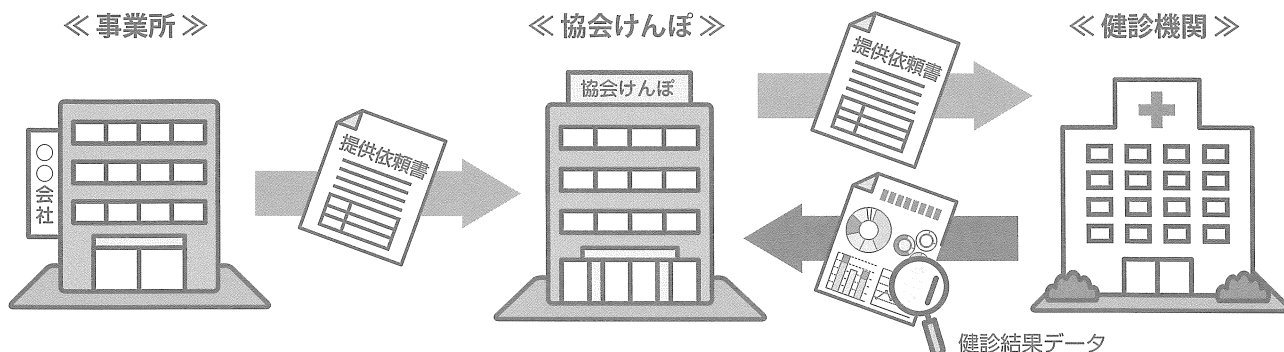
ご案内は3月に
事業所さまあてに
お送りしているよ

生活習慣病予防健診・人間ドック健診実施機関一覧はこちら



協会けんぽへ健診結果データを提供できる健診機関

下記の健診機関で定期健康診断を受診している場合、健診機関から協会けんぽへデータ提供が可能です。事業所さまは、表面をご記入の上、提供依頼書をご提出ください。



健診機関一覧

県北	大原総合病院	県中	今泉西病院	会津	会津西病院		
	上松川診療所		太田熱海病院		穴澤病院		
	済生会福島総合病院		郡山市健康振興財団		医療生協会津若松診療所		
	東日本診療所		郡山病院		竹田総合病院		
	福島県農協会館診療所		寿泉堂クリニック		会津みさと診療所		
	福島県保健衛生協会		土屋病院		坂下厚生総合病院		
	福島県労働保健センター		坪井病院		福島県立南会津病院		
	福島西部病院 健診センター		星総合病院 ヘルスプロおおまち		相馬	大町病院	
	福島セントラルクリニック		こおりやま健診プラザ			小野田病院	
	福島第一病院		池田記念病院			鹿島厚生病院	
	南東北福島病院		公立岩瀬病院			南相馬市立総合病院	
	わたり病院 健診センター		南東北春日リハビリテーション病院		渡辺病院	県南	白河厚生総合病院
	北福島医療センター		公立小野町地方総合病院		農村健診センター		
	公立藤田総合病院		ひらた中央病院		塙厚生病院		
	JCHO 二本松病院		いわき健康管理センター		会田病院		
	柊記念病院		いわき健診プラザ		泉崎南東北診療所	他	清原診療所巡回健診部福島支部
谷病院	磐城中央病院	品川シーズンテラス健診クリニック					
	小名浜生協病院						
	かしま病院						
	松村健診センター						

※上記以外で定期健康診断を受診している場合は、健診結果の写しと「問診項目質問票」を添付いただき、郵送にてご提供をお願いいたします。

提供依頼書

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の規定に基づき実施した健康診断結果に関し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第27条第4項及び同法第7条第1項に規定する医療保険各法の規定（以下「高確法等の規定」という。）に基づく全国健康保険協会福島支部（以下「福島支部」という。）への提供について、下記のとおり委託します。

- 1 健診実施機関は福島支部に対して、労働安全衛生法第66条の規定に基づき実施した健康診断結果のうち、受診年度において福島支部の被保険者資格を有する者の特定健康診査項目及び被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって福島支部が必要と認める情報（以下「事業主健診情報」という。）を提出すること。その際、福島支部が指定する形式で事業者健診情報を提供すること。
- 2 1による提出を行う前に、健診実施機関は当事業所に対して、本書に基づき提出する旨の連絡をすること。
- 3 1の提出を行う際に、健診実施機関は福島支部に対して、高確法等の規定に基づき、当事業所の委託を受けて事業主健診情報を提供することを伝えること。
- 4 本書については、次年度以降も効力を有すること。本書に基づく依頼を解除する際は別途連絡をすること。

令和 年 月 日

事業所名称 所在地 事業主名			
健康保険の 記号7～8桁			
電話番号	—	—	担当者名
定期健診を受診する健診機関 ※4つ以上ある場合、欄を分割してご記入ください			受診（予定）月
			月
			月
			月